新潟市地域福祉計画策定·推進委員会開催要綱

(目的)

- 第1条 新潟市の地域福祉を推進するための新潟市地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定及び推進するにあたり、次に掲げることについて、市民、関係団体、 学識経験者からの幅広い意見を聴取するため、新潟市地域福祉計画策定・推進委員 会(以下「委員会」という。)を開催する。
 - (1) 計画の策定及び進行管理と評価に関すること。
 - (2) 計画実践の支援に関すること。
 - (3) その他計画推進に関すること。

(委員構成)

- 第2条 委員会は、委員20人以内をもって構成する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから構成する。
- (1) 関係する分野に見識を有する者
- (2) 関係団体の職員
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(臨時委員)

第3条 委員会に、特別の事項について意見を聴取するため必要があるときは、臨時 委員を置くことができる。

(委員任期)

- 第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合、後 任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会には委員長及び副委員長を置き,委員長及び副委員長は委員の互選に よって定める。
- 2 委員長は、委員会の会議を進行する。
- 3 副委員長は、委員長が欠席の場合にその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は、必要に応じて市長が招集する。
- 2 市長が必要であると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見また は説明を聞くことができる。

(分科会)

第7条 委員会は、具体的な計画の推進や課題を個別に検討するため、分科会を開催 することができる。

(守秘義務)

第8条 委員会委員及び分科会員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は福祉部福祉総務課で行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。